

中期目標期間終了時の検討について

1 趣 旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 79 条の 2 第 1 項の規定により、市長は、公立大学法人長野大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時まで、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、検討を行うに当たっては、同条第 2 項の規定により、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

2 検討方針

（1）実施時期

今年度は、中期目標期間（H29～R4）の終了前年度であり、法人に業務を継続させる場合、次期中期目標の策定を行う必要があることから、次期中期目標の策定前に、中期目標期間終了時の検討を行う。

（2）検討方法

法人は、学校教育法第 109 条第 2 項に基づき、平成 27 年度に文部科学省の認証を受けた認証評価機関による大学認証評価を受けている。（認証評価認定期間終了年度の令和 4 年度中に大学認証評価を受審予定。）

また、今年度の評価委員会において、法第 78 条の 2 に基づき、中期目標期間の業務実績評価（見込評価）を実施している。

本検討にあたっては、これらの評価結果を踏まえて、業務継続の必要性等の判断を行うこととする。

3 第 1 期中期目標期間における評価結果

（1）認証評価機関における大学認証評価結果（平成 27 年度）

ア 評価結果

大学基準に「適合」していると認定された。

イ 主な評価及び課題等

評 価	学生の成長を多角的に支援するため、教育の質の向上及び学生支援の拡充を継続的に図るとともに、就学・生活・就職支援などの体制を充実・強化している。
課 題	自己点検・評価結果の効果的な活用を行うため、全学的な PDCA サイクルの仕組みを確立することが望まれる。

(2) 評価委員会における中期目標期間の見込評価結果（令和3年度）

ア 第1期中期目標の達成に向けて「概ね良好となる見込み」と評価している。

イ 主な評価及び課題

評 価	・長野県内初となる福祉系大学院「総合福祉学研究科」の開設 ・積極的な学生募集活動により、一般入試倍率 5.0 以上を達成 ・低学年から将来を意識し、職業観を養成できるよう、キャリアガイダンスなど、きめ細かな就職支援を行っている。
課 題	・【教 育】理工系学部の新設や既存学部の統合等の学部学科再編について、再編実現までの道筋を示すまでには至っていない。 ・【研 究】科学研究費補助金等の競争的外部資金の申請率も大きく改善しているが、まだ申請率が高いとはいえない。 ・【地域貢献】地域づくり総合センターにより、地域連携等のプロジェクト等が推進されている一方で、企業や多大学等とのハブとしての機能は、まだできているとはいえない。
提 言	・学部学科再編に伴う教員の配置や施設整備等の様々な状況を想定したシミュレーションを行い、スピード感をもって学部学科再編の具体化に向けて、戦略的に取り組まれない。 ・教員の自発的な申請を助長する仕組みづくりなど裾野を広げていくための努力が必要 ・地域協働型の活動情報を集約、可視化し、「地域課題の解決システム」の核となるよう、更なる機能強化に努められたい。

4 業務を継続させる必要性について（案）

評価委員会での見込評価結果が「中期目標の達成に向けて概ね良好」に進んでいる。このことから引き続き法人に業務を継続させることが妥当と判断する。

5 組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討について（案）

第2期中期目標及び同中期計画の策定にあたり、地方独立行政法人法第79条の2に基づく所要の措置として、認証評価機関における大学認証評価結果（平成27年度）及び評価委員会における中期目標期間の見込評価結果（令和3年度）における課題・改善点等を付して反映させることとする。